

卒業の認定に関する方針の公表

本校は、学則に定める通り全科目必修であり、成績認定のある科目については試験等による履修認定、その他の科目についても、所定の出席時間の受講により履修認定を行い、すべての科目が履修完了により卒業認定となる。

学則第9条

前条第1項の教科科目は、全科目必修とする。

第9条の2

教科科目の履修認定は原則として第5条に定める各学期末に行う面接、実技及び筆記の試験並びに論文のいずれか又は併用による成績を学期末に総合して認定する。

第9条の3

前項の試験を受験できる者は、各教科につき、試験実施の日まで実施する授業時間数の3分の2以上を受講し、学校の資格認定を経た者とする。

第24条

教科課程を修了した者は、卒業証書を授与し、調理師免許資格を与える